

富津市議会災害時BCP（業務継続計画）

令和7年3月25日

1 目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、市町村長等の執行機関には災害を想定した又は災害時において執るべき措置等が規定されているが、地方議会及び地方議会議員のあり方を示す法的整備はない。

しかしながら、市議会は、唯一の議決機関として常に市民の負託に応える役割を担っているため、この計画は、市内で大規模な災害が発生した場合において、市民の安全確保と災害復旧に向け万全を期すべく、市議会及び議員がどのような対応をすべきか共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動をとれるよう定めるものである。

2 想定する災害

（1）地震～富津市災害対策本部（第3配備）以上～

ア 富津市内で『震度5強』を記録したとき。

イ 気象庁が津波予報区の『千葉県内房・東京湾内湾』に大津波警報を発表したとき。

ウ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。

エ 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき。

オ 次に該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長が必要と認めたとき。

（ア）特に大きな被害が発生したとき。

（イ）大規模な停電、断水等が発生し、復旧までに長期間を要すると見込まれるとき。

（2）風水害～富津市災害対策本部設置後の配備（第6配備）～

ア 富津市に次の特別警報が発表されたとき。

（ア）大雨特別警報

（イ）高潮特別警報

（ウ）大雪特別警報

（エ）暴風特別警報

(オ) 暴風雪特別警報

イ 市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。

※ 前号又はこの号に記載した規模の地震又は風水害が発生したときは、市の災害対策本部が自動設置される。

(3) 地震又は風水害以外の災害～市災害対策本部等設置に倣い～

市内に、社会的に大きな影響を与える大規模な火災、林野火災、危険物等事故、海上災害、油等海上流出災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故災害等が発生したとき。

(4) 感染症流行時

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)その他の法令、政府行動計画又は県、事業所等の行動計画若しくは業務計画に基づき、国及び県における新型インフルエンザ等対策本部設置に倣い、富津市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき。

3 基本的な対応方針

災害又は感染症流行(以下「災害等」という)が発生したときは、市が対策本部等を設置して主体的な対応を進めることから、市議会は、市が災害対応等に全力で専念し、応急活動を円滑に実施できるよう協力する。

(1) 市議会は、災害時においても、議決機関としてその機能の維持に努める。

(2) 議員は、地域の一員であることを認識して活動する。

(3) 市議会は、実際に災害等が発生した際に、本計画に定める対応ができるよう必要な研修等に努め、議員は地域開催含め各訓練等に積極的に参加する。

4 議会及び議員の行動原則

(1) 連絡体制の確立

ア 議会事務局長は、市の災害対策本部等が設置されたときは、その旨を議長に連絡する。

イ アの場合において、議長に事故あるときは、副議長、議会運営委員会委員長の順にその職務を代理する。

ウ 市の災害対策本部等が設置された場合、議会事務局は、通常業務に優先し

て速やかに災害対応等の業務に当たるものとする。この場合において、災害等が勤務時間外に発生した場合は、速やかに議会事務局に参集し、災害対応等の業務に当たる（第4配備又は第5配備については、この限りでない。）。

エ 議員は、市の災害対策本部等が設置された場合（第2項に想定する災害に該当した場合）、議長及び議会事務局長からの連絡が来るまでは、個人の判断に基づき行動（地域における被災者の安全確保、避難場所又は避難所への誘導等）する。ただし、議長からの連絡（原則メール）に注意を払うとともに、連絡が来た場合は、安否確認等を議会事務局に報告する。

議員は、停電、電話回線故障等が生じた場合は、電子メール等が受信できる場所へ移動し、災害伝言ダイヤル等の手段を確保し、及び定期的な情報収集に努める。

（2） 地域での活動

ア 議員は、市内において災害等が発生するおそれのあるとき又は災害等が発生したときは、自身の安全を確保した上で、市民の安全確保、避難誘導等に地域の一員として協力する。

イ 議員は、地域の被災状況又は感染拡大による市民生活への影響等の把握に努める。

ウ 市の災害対策本部等及び議長からの情報を原則、市民に提供する。

（3） 情報の提供と共有

ア 議長は、指名する議員又は議会事務局職員をして議員へ適時に適切な情報を提供する。

イ 議会事務局長は、本部員として出席する市の災害対策本部等の情報を議長に報告する。

ウ 議長は、指名する議員又は議会事務局職員をして議員から提供される情報を一元化して市の災害対策本部等に提供する。

エ 議員は、地域の活動等において災害等の発生を知ったときは、議長にその旨を報告する。この場合における報告は、情報の錯綜を防ぐ観点から別紙フォーマットに沿って行う。

オ アの議員への情報提供、エの議員からの情報提供及び次号の災害対応のた

めの会議の招集は、電子メール等で行うことを原則とする。

カ 議員は、緊急の通報を除き、市の災害対策本部等への電話は控え、議会事務局を介して連絡又は照会をする。

(4) 災害対応のための会議

議長は、当面の市議会の対応等について協議及び調整するため、必要に応じて、災害対応等のための会議を招集する。この場合において、台風や大雨など災害が予見できる場合は、事前に会議を招集することも想定する。

5 議会運営の原則

(1) 本会議

ア 議長は、本会議中に災害等が発生した場合は、必要に応じて、会議時間又は会期の延長等の措置をとり、休憩又は延会する。

イ 議長は、休会中に災害等が発生した場合は、必要に応じて、議会運営委員会委員長に議会運営委員会の開催を要請する。

(2) 委員会

ア 委員会中に災害等が発生した場合、委員長は、必要に応じて、会期の延長の要請又は閉会中の継続審査の申し出等の措置をとり、休憩又は閉会する。

イ ア以外のときに災害等が発生した場合、委員長は、予定どおりの開催の是非を検討し、必要な措置（オンライン会議開催への切り替え等）を講じる。

(3) 委員会又は会派等による視察（出張）時

ア 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合は、速やかに被災状況を議長に報告する。

イ 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市（市内視察にあっては帰庁）する。

ウ 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市又は帰庁を命ずることができる。

エ 議長が出張中の時は、原則、ア及びイ同様とすることとし、議長が帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

6 その他

(1) 議会事務局職員の対応

議会事務局は、地域防災計画において、災害対策本部事務局の特命班に位置付けられ、その所掌事務は、「議会との連絡調整に関すること」及び「本部長（市長）の特命事項に関すること」の2つである。

災害対策本部等が設置された場合は、平常時における議会事務局としての業務をこなすほか、これら2つの業務を行うことを基本とする。

(2) 計画の改正

この計画は、令和元年台風15号（令和元年9月8日夜半から9月9日未明襲来）及び同台風19号（令和元年10月12日から10月13日襲来）による災害（令和元年10月25日の大雨を含む。）を受けて暫定的に定めたものであるため、随時改正することを想定している。

附 則

（施行期日）

- 1 この計画は、令和7年3月25日から施行する。
（大規模災害時における富津市議会の活動及び富津市議会議員の行動の指針【暫定版】（令和2年策定）の廃止）
- 2 大規模災害時における富津市議会の活動及び富津市議会議員の行動の指針【暫定版】（令和2年策定）は、廃止する。